

別紙 2

令和 3 年 7 月 30 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和 3 年 5 月 28 日 付け 諮問 第 3139 号 を も っ て 諮問 され た 事案 につい て、審議 の 結果、下 記 の と おり 答申 する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案)
－加入光ファイバに係る接続メニューの追加等－

意見募集期間: 令和3年5月29日(土)～同年6月28日(月)(案件番号: 145209745)
再意見募集期間: 令和3年7月1日(木)～同年7月14日(水)(案件番号: 145209766)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件(法人等: 5件、個人: 2件)

再意見提出者 6件(法人等: 6件、個人: 0件)

(敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	東日本電信電話株式会社
2	楽天モバイル株式会社	西日本電信電話株式会社
3	ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
4	株式会社 オプテージ	楽天モバイル株式会社
5	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
6	個人A	株式会社 オプテージ
7	個人B	

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フレキシブルファイバが接続メニューとして提供されるようになることで、提供条件が明確になることは望ましい。 ● 現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行については、接続事業者と十分協議の上で決定することを要望。 ● 光ファイバは地方においても国民生活の重要なインフラであり、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要。 ● フレキシブルファイバを複数の事業者間で共用する場合の接続料および条件については、現在利用中の事業者に限らず、接続事業者等の意見を広く取り入れ、接続約款の変更手続により規定することが必要。 	<p>再意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用及び現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行については、引き続き接続事業者等との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う予定。 	<p>考え方 1</p>	
<p>○ フレキシブルファイバが卸から接続になることで、提供条件が明確化されること自体は望ましいことと考えます。</p> <p>現在卸で利用している事業者が接続に移行する場合の条件や手続きについては、接続事業者と十分協議の上で決定することを要望します。</p>	<p>○ 当社は、既にご要望が具体化している事業者様とこれまでも複数回にわたり協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向け</p>	<p>無</p>

<p>また、今後ルーラルエリアのフレキシブルファイバの認可申請も予定されていますが、光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることになります。これは地方の振興にとって悪影響になることから、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ フレキシブルファイバを複数の事業者間で共用する場合の接続料および条件については、フレキシブルファイバに関する今後の一般的なルールになりうることから、現在利用中の事業者に限らず、接続事業者等の意見を広く取り入れ、原則として接続約款の変更手続により規定する必要があると考えます。</p>	<p>業者様からのご意見を踏まえつつ手続及び運用方法等についての検討を進めているところです。</p> <p>今回、事業者様からいただいたご意見については、以下のように検討を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な運用方法については、今回申請したビルの屋上等に設置する特定光信号端末回線における手続を参考に検討を進めております。 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところです。なお、ダークファイバに係るシステムの改修が完了するまでの期間については、暫定的な運用で対処する考えです。 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線 ID を継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく考えです。 	<p>て、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用及び現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
--	--	--	--

<p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者様からのご意見をふまえ、全事業者が共用可能とすることを前提に検討を進めております。 今後も引き続き事業者様との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。 なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本約款案において、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る料金や手続等が明示されたことにより、適正性、公平性、透明性が担保されたことについて賛同。 ● 現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行も含め、引き続きNTT東西及び事業者間において議論を重ねていくとともに、迅速な提供とシステム・運用コストの抑制の観点から、なるべくシンプルで全事業者に最適な形でスモールスタートさせるべき。 ● フレキシブルファイバについては、卸提供においては、設備の共用は事業者間の合意を前提としてきましたが、接続メニューにおいては、要望すれば必ず共用することを可能とすべき。 	<p>再意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線の事業者間での共用及び現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行については、引き続き接続事業者等との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う予定。 ● 賛同意見（一者） ● フレキシブルファイバに係る設備の共用については、共用する接続事業者の増減に伴って費用負担や請求方法、設備障害発生時における情報連携手法の取り決め等が必要であることから、要望すれば必ず共用可能とすることは好ましくない。 	<p>考え方 2</p>	

<p>○ 本約款案において、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る料金や接続申込み等のフロー、手続きに必要な時間の目安等が明示されたことにより、適正性、公平性、透明性が担保されたことについて賛同いたします。</p> <p>フレキシブルファイバの接続メニューについては、現在利用している卸から接続への移行に係る手続きや保守ルールなど、事業者も含めて調整を行うべき事項が存在していることから、引き続きNTT 東西殿及び事業者間において議論を重ねていくべきと考えます。一方で、迅速な提供とシステム・運用コストの抑制の観点から、なるべくシンプルで全事業者に最適な形でスタートさせるべきだと考えます。</p> <p>なお、卸の共用は事業者間の合意を前提としてきましたが、接続メニューについては、要望すれば必ず共用することを可能とすべきだと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 当社は、既にご要望が具体化している事業者様とこれまでも複数回にわたり協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事業者様からのご意見を踏まえつつ手続及び運用方法等についての検討を進めているところです。</p> <p>今回、事業者様からいただいたご意見については、以下のように検討を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 具体的な運用方法については、今回申請したビルの屋上等に設置する特定光信号端末回線における手続を参考に検討を進めております。 • 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところです。なお、ダークファイバに係るシステムの改修が完了するまでの期間 	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、特定光信号端末回線の事業者間での共用及び現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適切と考えます。</p> <p>○ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者から意見のあった公平性の確保や円滑な運用の実現を含め、全ての事業者において共用の要望があれば応じることを前提に、丁寧な協議・検討を進めることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
---	--	---	----------

	<p>については、暫定的な運用で対処する考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線 ID を継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく考えです。 ・ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者様からのご意見をふまえ、全事業者が共用可能とすることを前提に検討を進めております。 <p>今後も引き続き事業者様との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。</p> <p>なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、特定光信号端末回線の接続メニューが約款に追加・規定されることにより、提供条件や料金、手続きフローなどが明記され、透明性・公平性・適正性が確保されることから、本施</p>	<p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	
--	--	---	--

	<p>策に賛同いたします。</p> <p>なお、新たに構築する個別設備区間については光ファイバ設備を設置する場所ごとに費用が異なることが想定されることから、接続事業者への概算金額および工事竣工後の確定金額の提示にあたっては、より透明性を高めるために、費用内訳（配管〇m、地中掘削〇m 等）を開示いただくことを要望致します。</p> <p>（KDDI株式会社）</p> <p>○ 設備共用については、共用する接続事業者の増減に伴って費用負担や請求方法、設備障害発生時における情報連携手法の取り決め等が必要であり、そのルールを共用開始時に事業者間で合意しておくことが、トラブル回避、障害発生時の迅速な対応の観点から重要であると考えます。</p> <p>こうした点を踏まえると、要望すれば必ず共用可能とすることは、好ましくないと考えます。</p> <p>（株式会社 オプテージ）</p>		
<p>意見 3</p> <p>● ルーラルエリアにおけるフレキシブルファイバについても可及的速やかに接続メニューの提供条件を整理し、接続約款の改定が行われ</p>	<p>再意見 3</p> <p>■ ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化については、引き続き接続事業者等との協議において丁寧な意識合</p>	<p>考え方 3</p>	

<p>るべき。</p>	<p>わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う予定。</p> <p>● ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱いについては、公正な設備競争環境の確保の観点から慎重な議論が必要。</p>		
<p>○ 5G エリア展開の本格化並びにローカル 5G の今後の展開等により、NTT 東西加入ダークファイバ提供エリア外のルーラルエリアにおける光ファイバ調達需要もますます高まっている状況です。こうした点に鑑み、ルーラルエリアにおけるフレキシブルファイバについても可及的速やかに接続メニューの提供条件を整理し、接続約款の改定が行われるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 当社は、既にご要望が具体化している事業者様とこれまでも複数回にわたり協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事業者様からのご意見を踏まえつつ手続及び運用方法等についての検討を進めているところです。</p> <p>今回、事業者様からいただいたご意見については、以下のように検討を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な運用方法については、今回申請したビルの屋上等に設置する特定光信号端末回線における手続を参考に検討を進めております。 ・ 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な 	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化に関して、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応につ</p>	<p>無</p>

	<p>機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところです。なお、ダークファイバに係るシステムの改修が完了するまでの期間については、暫定的な運用で対処する考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線 ID を継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく考えです。 ・ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者様からのご意見をふまえ、全事業者が共用可能とすることを前提に検討を進めております。 <p>今後も引き続き事業者様との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。</p> <p>なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱</p>	<p>いて、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
--	---	-----------------------------------	--

	<p>いについては、公正な設備競争環境の確保の観点から以下の点に留意し、慎重な議論が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者は既存設備が存在しないエリア等に対して、NTT 東西殿から借りる、自社で構築する、NTT 東西殿以外の自己設置事業者から借りるといった複数の選択肢の中から選択可能であること ・ ルーラルエリア特有の個別事情により、技術的・経済的に提供が困難なエリアが存在し、当該エリアは接続メニューの対象から除外する必要があること ・ ルーラルエリア特有の個別事情(樹木伐採等の特殊工事等が発生すること、自然災害に遭うリスクが高く都市部エリアの保守費とは異なること等)を加味し、適切な期間で原価回収が可能な算定方法とすべきであること <p>(株式会社 オプテージ)</p>		
<p>意見 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定光信号端末回線の接続メニューが追加されることについては、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保される方向であることから、賛同。 ● 接続料の算定方法について、現時点においては、網改造料として算定を行うことについて異論はな 	<p>再意見 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線は、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいことや、回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用に 	<p>考え方 4</p>	

<p>いものの、今後特定光信号端末回線の利用が増加した場合には、網使用料として提供を行うよう改めて検討されるべき。</p>	<p>については、その回線の敷設を要望した事業者が網改造料として個別負担することが適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見（一者） ● 特定光信号端末回線は、多くの接続事業者が共通的に利用する基本的な接続機能としては捉えがたいことから、引き続き「網改造料」での算定が適当。 		
<p>○ 今般、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端末回線の接続メニューが追加されることについては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備の提供条件の透明性・公平性・適正性が確保される方向であることから、当該内容に賛同します。</p> <p>また、接続料の算定方法については第一種指定電気通信設備接続料規則第10条に則した網改造料で算定を行う前提となっており、現時点の実態に鑑み異論ありません。但し、今後特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つであるとみなされる状況になった場合には、</p>	<p>○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者様のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構築を行い、提供するものです。したがって、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいと考えます。また、特定光信号端末回線は回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望された事業者様が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、特定光信号端末回線の接続メニューが約款に追加・規定されることにより、提供条件や料金、手続きフローなどが明記され、透</p>	<p>○ 現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえれば、個別の事業者からその接続に要する費用の負担を求めるべきものとして網改造料として算定することが適当であると考えられます。ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検</p>	<p>無</p>

<p>網改造料ではなく、網使用料として提供を行うよう改めて検討されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>明性・公平性・適正性が確保されることから、本施策に賛同いたします。</p> <p>なお、新たに構築する個別設備区間については光ファイバ設備を設置する場所ごとに費用が異なることが想定されることから、接続事業者への概算金額および工事竣工後の確定金額の提示にあたっては、より透明性を高めるために、費用内訳(配管〇m、地中掘削〇m等)を開示いただくことを要望致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 特定光信号端末回線は今後も設備設置事業者がリスクを取って設備展開している以外の場所において、一部の接続事業者のニーズに応じて構築される設備との認識であり、多くの接続事業者が共通的に利用する基本的な接続機能としては捉えがたいのではないかと考えます。</p> <p>このことから引き続き当該接続事業者に個別の費用負担を求める「網改造料」での算定が適当であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>	<p>討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 5</p> <p>● 特定光信号端末回線の手続に関し、様式の変</p>	<p>再意見 5</p> <p>■ 特定光信号端末回線に係る手続のうち、様式</p>	<p>考え方 5</p>	

<p>更など、運用に関する変更となることが想定される場合には、当該事象が判明した時点において速やかに接続事業者へ周知のうえ、事前に十分な議論を行い、接続事業者への影響を最小化することが必要。</p>	<p>等の運用についても、事業者からの意見を踏まえつつ検討を進めているところ、様式等の運用に変更がある場合には、事前に事業者へ周知する等、丁寧な対応を実施。</p> <p>●賛同意見（一者）</p>		
<p>○ 特定光信号端末回線の手続きに関し、今後様式の変更など、運用に関する変更が一方的に行われた場合、接続側事業者側のシステム改修が間に合わず変更内容に則した運用が困難になるなど極めて大きな影響が生じかねません。このため、NTT 東西にて運用に関する変更が必要となることが想定される場合には、当該事象が判明した時点において速やかに接続事業者へ周知のうえ、事前に十分な議論を行い、接続事業者への影響を最小化することが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 特定光信号端末回線に係る手続きのうち、様式等の運用についても、事業者様からのご意見を踏まえつつ検討を進めているところであり、今後も様式等の運用に変更がある場合には、事前に事業者様に周知させていただく等、丁寧な対応を実施していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見の通り、特定光信号端末回線の接続メニュー化にあたり、システム仕様や申込様式など、既存のフレキシブルファイバの運用から変更が生じる場合、事業者側の影響を極力軽減できるよう、変更点を網羅的に説明いただき、事業者間協議の場を設けることを要望致します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、特定光信号端末回線に係る手続きのうち、様式等を含めた運用方法の検討を行うとともに、様式等を含めた運用方法に変更があった際の丁寧な事前周知といった点についても検討を進め、これらの点について、認可申請前に関係事業者へ説明し、理解を得るように努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

		○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。	
意見6 ● 接続料の算定等に関する研究会での検討が早期に反映され、接続約款に明記されることで、透明性が確保されることから、賛同。 ● 新たに構築する個別設備区間については、接続事業者への費用開示（概算金額の提示）にあたっては、より透明性を高めるために、費用内訳を開示することを要望。	再意見6 ■ 新たに構築する特定光信号端末回線の概算額の提示にあたっては、概算額の総額に加えて「敷設する特定光信号端末回線の距離」「電柱新設本数」「管路新設距離」の見立てについて特定光信号端末回線との接続における調査手続の回答時に事業者へ提示することを検討している。 ● 賛同意見（一者）	考え方6	
○ 今般の新たな接続メニューでは、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）と同様に、NTT 東・西局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について、一気通貫で利用できる利便性を維持しつつ、また、局内ダークファイバ、加入ダークファイバについては既存の接続料が適用されることとなりました。本対応は、接続料の算定等に関する研究	○ 当社は、現在卸役務で提供している回線と同様に、新たに構築する特定光信号端末回線の概算額の提示にあたっては、概算額の総額に加えて「敷設する特定光信号端末回線の距離」「電柱新設本数」「管路新設距離」の見立てについて特定光信号端末回線との接続における調査手続きの	○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、新たに構築する特定光	無

<p>会での検討が早期に反映され、接続約款に明記されることで、透明性が確保されることから、賛同致します。</p> <p>なお、新たに構築する個別設備区間については光ファイバファイバ設備を設置する場所ごとに費用が異なることが想定されることから、接続事業者への費用開示(概算金額の提示)にあたっては、より透明性を高めるために、費用内訳(配管〇m、地中掘削〇m 等)を開示いただくことを要望致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>回答時に事業者様へご提示することを検討しているところです。</p> <p>ただし、机上検討に基づく回答となるため、回線開通時を見込んで正確にご提示することは困難であることから、実際にご負担いただく金額が確定した後に、改めて確定額及び「敷設する特定光信号端末回線の距離」「電柱新設本数」「管路新設距離」を事業者様にご提示させて頂く考えです。上記の対応も含め、料金のご提示にあたり必要な対応については、今後も、事業者様からのご意見も踏まえつつ検討を進めていく考えです。</p> <p>なお、KDDI 様より例示いただいた「配管」については、事業者様にてご準備・ご調整をいただくものと認識しております。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>特定光信号端末回線の接続料が創設費の金額をベースに算定されることに鑑みれば、当該接続料の透明性をより高めるために、東日本電信電話株式会社殿、及び西日本電信電話株式会社殿</p>	<p>信号端末回線の概算金額の提示に際して、概算の総額のほかに提示する具体的な内訳について、接続事業者が算定の妥当性を確認できるよう、透明性確保の観点から検討を進め、認可申請前に関係事業者の説明し、理解を得るように努めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>
---	--	--

	<p>(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)においては、接続事業者への費用開示の際に利用・新設した電柱の本数・管路の距離や、KDDI 殿の意見にあるような配管距離、地中掘削深度等の費用内訳を項目ごとに提示いただくことが必要と考えます。</p> <p>なお、今回申請された NTT 東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案では、特定光信号端末回線の定義として、「光信号の伝送に係る端末回線(光信号端末回線(光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。))と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに收容されるものに限り、)であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの」と記載されています。</p> <p>上記約款上の定義の記載に異を唱えるものではございませんが、特定光信号端末回線の接続メニュー追加後も、〈参考資料〉にあるとおり、通常の加入ダークファイバの施工範囲内で対応できるの</p>		
--	--	--	--

	<p>であれば、共用光成端盤、MDF室等に成端しない場合であっても、接続事業者の接続要望に応じて、加入ダークファイバを現行どおり提供すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続約款に手続方法や手続にかかる標準的な期間が定められ、提供条件の公平性、透明性が確保されることから、賛同。 ● より公平性を高めるため、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかを総務省にて確認・検証することを要望。 	<p>再意見 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線に係る提供条件、料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者に等しく提供することから、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはない。 ● 賛同意見（一者） 	<p>考え方 7</p>	
<p>○ 今般の新たな接続メニューでは、接続約款に手続き方法や手続きにかかる標準的な期間が定められ、提供条件の公平性、透明性が確保されることから、左記の内容に賛同致します。</p> <p>なお、より公平性を高めるためには、例えば、以下のような点において、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか総務省にて確認・検証いただくことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種情報の提供時期(光ファイバのエリア化予定等) ✓ 線路敷設における各種交渉の優先度(民地交渉等) 	<p>○ 特定光信号端末回線に係る提供条件、料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者様に等しく提供することから、特定の事業者様が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはありません。</p> <p>取引条件の公平性に関してご指摘いただいた事項については、既に下記の通り対応しており、事業者間の公平性は確保されているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバのエリア化予定等の各種情報については、事業者様向けホームページにおいて 	<p>○ NTT東日本・西日本においては、特定光信号端末回線に係る取引条件の公平性を担保することが適切と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応につい</p>	<p>無</p>

<p>✓ 設備枯渇時における優先度</p> <p>✓ その他、現状公開されていない情報 (KDDI株式会社)</p>	<p>開示をすることで、全事業者公平に情報を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民地交渉等の設備設置に係る対外対応は、お申込みいただいた順番や提供希望時期等を踏まえて順次対応を実施。(なお、これらの対外対応は個々の事例により要する期間が大きく異なることがあるため、お申込みいただいた順番で対応が完了するとは限りません。) • 事業者様が指定された設置場所まで既存設備がない場合における設備の新設・増設対応については、お申込みいただいた順番や提供希望時期等を踏まえて順次対応を実施。 <p>また、2020年1月に総務省殿に契約書等について報告している通り、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、特定の事業者様を特別に優遇することなく、各事業者様に対して同様の契約内容にて提供しております。</p> <p>なお、フレキシブルファイバの提供状況については、今後も必要に応じて自主的に報告していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>て、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	
--	---	----------------------------------	--

	<p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。特定光信号端末回線の接続メニューの追加は提供条件の公平性・透明性確保に資するものですが、事業者間の公平性をより確実にするためにも、KDDI 殿が指摘している項目等に関して総務省殿による確認・検証が必要と考えます。</p> <p>また、実施された確認・検証に関しては、透明性確保の観点から、確認のプロセスや検証結果を可能な限り開示することを希望します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに整備される受付システムの開発費は接続メニューを選択した事業者側の負担であり、高額となると低廉料金の効果を享受できなくなってしまう恐れがあるため、費用を低減するための検討や、開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう要望。 ● 事業者間で速やかに議論を行ったうえで、今年度中に特定光信号端末回線に係る正式な受付システムを整備し、運用の効率化を図るべき。 ● 当該システム整備にあたっては、接続事業者の負担が過度にならないよう、最小限のコストで実現されるべき。 	<p>再意見 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討している。 ● 賛同意見（三者） 	<p>考え方 8</p>	

<p>○ 新たに整備される受付システムの開発費は、特定光信号端末回線数で按分し、『特定光信号端末回線管理機能』に追加され、接続メニューを選択した事業者が負担することになります。仮に、システム開発費が高額となると、新たな接続メニューはフレキシブルファイバ(卸電気通信役務)に比べて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、低廉料金の効果を享受できなくなってしまう恐れがあります。</p> <p>例えば、新たな接続メニューと同様の情報を管理していると想定されるコロケーションスペースの管理システムを流用する等により費用を低減するための検討や、開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p> <p>○ 移動体通信事業者の基地局展開においてビル屋上向けに敷設する特定光信号端末回線は需要が高く、今後更なる利用増加が想定されることに鑑みれば、本申請に関する説明資料*に「今年度中を目途に特定光信号端末回線に関する正式な受</p>	<p>○ 当社は、既にご要望が具体化している事業者様とこれまでも複数回にわたり協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事業者様からのご意見を踏まえつつ手続及び運用方法等についての検討を進めているところです。</p> <p>今回、事業者様からいただいたご意見については、以下のように検討を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な運用方法については、今回申請したビルの屋上等に設置する特定光信号端末回線における手続を参考に検討を進めております。 ・ 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところです。なお、ダークファイバに係るシステムの改修が完了するまでの期間 	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、受付や設備管理等のためのシステムに関しても、可能な限り低廉な費用で開発できるよう、検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
---	--	---	----------

<p>付システム等を整備して対応する予定で検討が進められているところであり、別途それを踏まえた接続約款の変更認可申請が行われる予定」と記載があるとおり、事業者間で速やかに議論を行ったうえで、今年度中に特定光信号端末回線に係る正式な受付システムを整備し、運用の効率化を図るべきと考えます。</p> <p>なお、当該システム整備にあたっては、接続事業者の負担が過度にならないよう、例えば加入ダークファイバと共通で利用可能な機能の特定を精緻に行う等により、最小限のコストで実現されるべきと考えます。</p> <p>*「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)」令和 3 年 5 月 https://www.soumu.go.jp/main_content/000752460.pdf (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>については、暫定的な運用で対処する考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線 ID を継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく考えです。 ・ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者様からのご意見をふまえ、全事業者が共用可能とすることを前提に検討を進めております。 <p>今後も引き続き事業者様との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。</p> <p>なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿意見のとおり、「新たな接続メニューはフレキシブルファイバ(卸電気通信役務)に比べて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、低廉料金の効果を享受できなくなってしまう」ことか</p>		
--	--	--	--

	<p>ら、光信号分岐端末回線の工事費の一括払い(電気通信事業法施行規則第 23 条の4第2項)と同様、「特定光信号端末回線」の構築費用も特例的に一括払いと扱うことによる管理項目の削減を通じて、新たに整備される受付システムの開発費は、可能な限り抑えられるべきと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。特定光信号端末回線に係るシステム整備にあたっては、必要な開発項目や費用負担方法について事業者間で十分議論したうえで、接続事業者の負担が過度にならないよう、例えば以下のような手法により最小限のコストでのシステム化実現について検討すべきと考えます。</p> <p>① KDDI 殿の意見にあるとおり、コロケーションスペースの管理システムなど現行のシステムで、新たな接続メニューと類似の情報を管理しているものがあれば、可能な範囲で流用する</p> <p>② 前回の弊社意見のとおり、加入ダークファイバと共通で利用可能な機能の特定を精緻に行う</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
--	---	--	--

	<p>○ 左記の意見(事務局注:ソフトバンク株式会社の意見)の通り、例えば、新たな接続メニューと同様の情報を管理していると想定されるコロケーションスペースの管理システムを流用する等により費用を低減するための検討や、開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見 9</p> <p>● 既設のフレキシブルファイバのIDが変更となること等により各種手続が煩雑になることや、保守運用に支障が出ることをないよう、柔軟な運用が実施されることを要望。</p>	<p>再意見 9</p> <p>■ 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線IDを継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく。</p> <p>● 賛同意見(一者)</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>○ 正式な受付システムへ移行後、既設のフレキシブルファイバの管理情報を同システムに移行するような場合においては、例えば既設のフレキシブルファイバのIDが変更となること等により各種手続が煩雑になったり、保守運用に支障が出たりしないよう柔軟な運用を実施して頂くことを要望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 当社は、既にご要望が具体化している事業者様とこれまでも複数回にわたり協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事業者様からのご意見を踏まえつつ手続及び運用方法等についての検討を進めているところです。</p> <p>今回、事業者様からいただいたご意見については、以下のように検討を進めていく考えです。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継続</p>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な運用方法については、今回申請したビルの屋上等に設置する特定光信号端末回線における手続を参考に検討を進めております。 ・ 受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムについては、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるように検討しているところです。なお、ダークファイバに係るシステムの改修が完了するまでの期間については、暫定的な運用で対処する考えです。 ・ 接続メニューへの移行については、卸役務で利用している回線 ID を継続して利用できるように検討を進める等、事業者様の負担が最小となるように検討を進めていく考えです。 ・ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者様からのご意見をふまえ、全事業者が共用可能とすることを前提に検討を進めております。 	<p>利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
--	--	---	--

	<p>今後も引き続き事業者様との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。</p> <p>なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。既設のフレキシブルファイバを接続メニューへ移行するにあたっては、各種手続きの煩雑化や保守運用上の支障を避けるためにどのような方法が取り得るか、例えば既存のフレキシブルファイバの回線 ID を流用することも含めて、事業者間で十分に協議のうえ、NTT東西殿においては柔軟な運用を実施いただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、フレキシブルファイバを接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要。 ● 今般申請された新たな接続メニューにおける個別設備区間（特定光信号端末回線）の設備につい 	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>	

<p>て、「網改造料の算定式」により算定することは適当。</p>			
<p>○ ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借りる」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>○ 今般申請された新たな接続メニューにおける個別設備区間(特定光信号端末回線)の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づき NTT 東西殿において新たに構築するものです。このことから当該接続事業者に個別の費用負担を求める「網改造料の算定式」により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当であると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>		<p>○ 御意見の一点目で御指摘のあった、フレキシブルファイバを接続として取り扱う範囲や、接続として提供する場合の費用負担方法については、「接続料の算定等に関する研究会」における累次の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において対応・検討が行われているものと承知しております。総務省においては、その対応・検討状況を引き続き確認していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 御意見の二点目につきましては、現時点においては、特定光信号端末回線について、広く共用されることが見込まれているものではなく、個別の事業者からその接続に要する費用の負担が求め</p>	<p>無</p>

		られるべきものとして網改造料として算定することが適当であり、今般のNTT東日本・西日本からの接続約款変更認可申請案への賛同の御意見として承ります。	
意見11 ▲ フレキシブルファイバについて、光回線未提供エリア及び集合住宅オーナーが壁面配線を拒否することで、サービスを提供できない住宅へのアクセス手段として活用できないか。	再意見11	考え方11	
○ フレキシブルファイバ(光エリア外)、フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)の活用方法において光回線未提供エリア及び集合住宅オーナーが壁面配線を拒否してサービスを提供出来ない住宅へのアクセス手段として活用は出来ないか？ NTT の最新工法「すき間配線ケーブルによる施工」を活用し移動通信端末のアンテナをベランダの手すりに設置し、窓の隙間から屋内のルーターに引き込み利用する。 外部アンテナである為、住宅内では圏外となる高周波でも最高速度で通信可能な電界強度を確		○ 今回変更認可申請のあった接続約款につきましては、NTT東日本・西日本と接続事業者間の接続について、接続料や接続条件を定めるものであり、個人を対象としたものではありません。 ○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

<p>保出来る為、安定した通信速度を求める多くのユーザーのニーズに合致する。</p> <p>また、壁面配線を拒否するオーナーは 90 年代の衛星放送開始時期から悩まされる問題である為、衛星アンテナをベランダ手すり上部で挟み込んで固定する設置用金具が存在している。</p> <p>同様の金具でベランダに外部アンテナを設置しアンテナ線をエアコンダクトやすき間配線ケーブルで屋内への引き込みを行えば設置は容易である。</p> <p>光エリア外僻地の不採算エリアにおける固定電話代替として LTE 型固定電話への移行でも当該施策は有効利用できるのではないのでしょうか？</p> <p>すき間配線ケーブルによる施工</p> <p>https://www.ntt-east.co.jp/iwate/sekoujirei.pdf</p> <p>衛星放送ベランダ設置用金具</p> <p>https://dxantenna-product.dga.jp/detail.html?id=2080&category=35&page=1</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見12</p> <p>▲ 光ファイバについて、1 秒 1 回以上の回線状態監視や光ファイバの光の品質について、監視</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>	

<p>を行い、盗聴等を未然に防ぐようにすべき。</p>			
<p>○ >NTT 東日本、NTT 西日本、両方に対して 光ファイバについて、配管等を通す場合、ビル 構内での盗聴等を目的とした工作行為の被害に 遭う蓋然性が増えるのではないかとと思われるが、1 秒1回以上の回線状態監視や光ファイバの光の 品質についての監視を行い、その様な事態を未然 に防ぐようにすべきかと考える。(現状、行っていな いかもわからないが、行うべきであるし、全ての光回 線において行うべき事であるので、行っていつてい ただきたい。取得結果については一定期間の後に まとめる事を可として良いのではないかとされる が、一定期間は結果そのものを保持するようにさ れたい。(なお、通信事業者やデータセンタ等によ る契約の場合等は、永続的に保存しておくのが適 切であると考え。))</p> <p>なお、フレキシブルファイバとは別に、NTT 東西 は、要望があった場合において、事業者、また一 般の利用者に対しても、シングルスター方式での 光回線の提供を行うコースを「フレッツ」等で設ける ようにしていただきたい。(「フレッツ」ビジネスコー スでもこれがされていないというのは驚く事であり、</p>		<p>○ いただいた御意見は今後 の情報通信政策の参考とす ることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

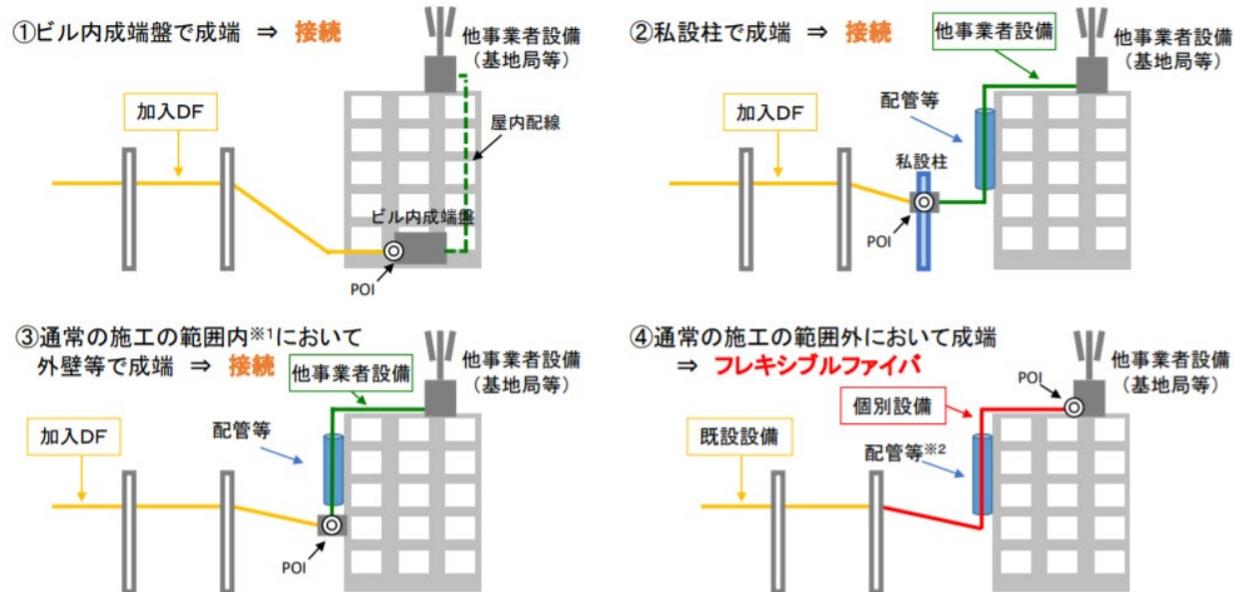
<p>困った事でもあると考えるが、多くの事業者等が物理的な構成からして格段のセキュリティの高さ(物理的に下り回線の盗聴を分岐方式光回線(GE-PON によるダブルスター方式)の同枝の別 ONU (論理的に見分けが付かない場合があるかもしれないが、物理的に別の ONU という意味で言っている。)(あるいは中間地点)で行われる事が無いのは物理的な原因ある格段のセキュリティの高さであろう。)の回線を用いれるようにしていただきたい。(当初の B フレッツではそれが出来ていたので、出来るはずなのではないかと思われるのであるが、NTT 東西は、市井に多数存在するであろう各種の作業員(朝鮮・中国の者だけでなく、日本国内の者もいるであろう。)による分岐方式光回線の同枝の別 ONU 等による盗聴から、事業者等が距離を置けるように、一般的な事業者や家庭へのシングルスター方式での光回線通信の提供を復活していただきたい。))</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人 B)</p>			
---	--	--	--

現行の加入光ファイバの成端箇所に係る運用例(光エリア内)

7

○ NTT東日本・西日本からは、光エリア内の集合住宅等に引込む加入光ファイバは、「原則1つの引き込みルートにより設置することとし、その設置場所は最適な箇所(共用光成端盤、MDF室等)を当社が指定」しているものの、通常の施工の範囲内*で対応できるのであれば、必ずしも共用光成端盤、MDF室等に成端しない場合であっても接続を応諾し、**通常の施工の範囲内で対応できないもののみをフレキシブルファイバとする運用**をこれまで行ってきたとの説明があった。

※ 高所でもバケット車等にて作業可能な範囲であること、配管等の構築はNTT東日本・西日本で行わないこと等。



※1 高所でもバケット車等にて作業可能な範囲であること、配管等の構築はNTT東西で行わないこと等。

※2 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

※第 32 回接続料算定研究会(令和 2 年 5 月 22 日)総務省殿資料より引用